

令和4年度山梨県二拠点居住企業誘致マッチング事業
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和4年4月28日

1 業務の目的

二拠点居住を強力に推進する本県では、特にテレワークに関心のある大企業やスタートアップをメインターゲットとして企業移転や社員の二拠点居住等（以下、「企業移転等」という。）の実現に向け取り組んでおり、企業を訪問し誘致活動を実施する「二拠点居住推進センター」（以下、「センター」という。）を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本業務においては、企業移転等に関する本県の支援情報の発信や本県に関心を有する企業情報の収集などセンターの誘致活動の効果的な支援を行うとともにセミナーや企業向けワーケーションツアーを実施することで本県へのより多くの企業移転等の実現を図ることを目的とする。

- ※ 二拠点居住についての本県の考え方については「やまなし二拠点居住推進戦略」を参考とすること

<https://www.pref.yamanashi.jp/linearkt/nikyotenkyoju/nikyotenkyojusenryaku.html>

- ※ 二拠点居住推進センター（東京都千代田区平河町 山梨県東京事務所内）は、2名体制。本業務での支援を受けながら移転可能性のある企業に対して誘致活動を実施。

2 業務の内容

(1) 名称

令和4年度山梨県二拠点居住企業誘致マッチング事業業務委託

(2) 委託内容

別紙「令和4年度山梨県二拠点居住企業誘致マッチング事業業務委託仕様書」

(以下「仕様書」という。)による。

(3) 予算上限額

金 21,245,785 円 (消費税及び地方消費税を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

(1) 募集開始 令和4年4月28日(木)

(2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限 令和4年5月13日(金) 正午

(3) 質問票提出期限 令和4年5月13日(金) 正午

(4) 企画提案書提出期限 令和4年5月19日(木) 正午

(5) (第1次審査)書類審査 令和4年5月19日(木) から23日(月) まで

(6) 書類審査結果通知 令和4年5月23日(月) ※メール及び文書にて通知

(7) (第2次審査)プレゼンテーション審査 令和4年5月25日(水) 予定

(8) 最終審査結果通知 令和4年5月26日(木) 頃発送予定

※メール及び文書で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10

年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
オ 平成30年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務（企業のニーズ調査、企業向けワーケーション事業など企業誘致、地方創生テレワーク等に関わる事業）を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

- リニア未来創造局 二拠点居住推進課 移住・二拠点居住担当
- ・所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館4階
- ・電話055-223-1845（直通）
- ・メールアドレス nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参又は郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール等

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

リニア未来創造局 二拠点居住推進課 移住・二拠点居住担当
メールアドレス nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和4年4月28日（木）から 5月13日（金）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 【第1次審査】書類審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式なし）・・・ 12部
- ・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、24P以内
 - ・ 日本語表記で11ポイント以上を目安とする
 - ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項を記載すること

項目	内容	
経営状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要 ・ 過去の類似事業の実績とノウハウの活用方法 	
業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制 ・ 企業にアプローチするためのネットワークの状況 	
企画全体設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案、コンセプト、税込合計見積額 （個別の積算額については見積書で確認する） ・ 下記①（1）から（3）及び②の事業をどのように展開していき、最終的な企業移転等につなげるか記載すること 	
①センター の企業誘致 活動の支援	（1）情報 発信・情報 収集、アポ イント調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本県の情報発信の考え方及び手法 ・ 移転等に関心のある企業やテレワーク等の新しい働き方について積極的に促進する企業の情報を効果的に収集するための考え方及びネットワークを活用したアプローチ手法 ・ 二拠点居住推進センターが企業に効果的にアプローチするための収集情報の内容や継続的な取り組みを記載すること ・ 目標について、周知企業数、アポイント取得数は必ず記載すること （参考 令和3年度の周知企業数は20,000社以上 二拠点居住推進センターの訪問・WEB面談企業数は 169社となっている。）
	（2）セミ ナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーのテーマ、内容、考え方 ・ 目標としてセミナー参加企業数を記載すること

	(3) その他支援・提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を達成するためにその他センターの誘致活動において支援できる内容や本事業の目的である企業移転等の実現に向け、実施できることがあれば記載すること
②企業向けワーケーションツアー		<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けワーケーションツアーの考え方及び内容 ・考え方及び内容については企業移転等にどのようにつなげていくものであるか記載すること。 ・ツアーの日程案を記載すること ・3泊4日、合計20社以上の企業の参加を基本とするが、多くの参加者を集める等の目的で2泊3日などの日程での実施を提案する場合には、参加企業数を増加させるなど理由や企業数を明記すること。 ・参加企業の目標数を満たすための具体的手法

② 見積書・・・・・・・・・・1部

- ・税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。様式は任意とするが可能な限り各事業毎（セミナー、ツアー、情報発信等）の金額が把握できる形とすること

- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書・・・・・・・・・・8部

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

④ 直近及びその1年前の損益計算書・貸借対照表の写し・・・・・・・・8部

イ 提出部数及び提出方法

持参又は郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和4年5月19日（木）正午必着

エ 提出先

リニア未来創造局 二拠点居住推進課 移住・二拠点居住担当

メールアドレス nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp

電話055-223-1845（直通）

オ 結果の通知

令和4年5月23日（月）に企画提案書類・見積書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

カ その他

プロポーザル参加者が5者を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

(3)【第2次審査】企画提案のプレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和4年5月25日を予定

※オンラインでの開催を想定。時間は個別に通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・基本的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等を示すため、提案書記載外の写真、動画を提示することは可能とする。
- ・提案説明者は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

令和4年5月26日（木）（予定）にプレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）において、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

- ・ 所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6 - 1 山梨県庁北別館4階
- ・ 電話055-223-1845（直通）
リニア未来創造局 二拠点居住推進課 移住・二拠点居住担当
メールアドレス nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp